

(1) 訪問介護（生活援助中心型）の回数が多いケアプランの届出について

平成30年10月から利用者の自立支援・重度化防止や地域資源の有効活用等の観点から、介護支援専門員は、下記の基準回数**以上の**訪問介護（生活援助中心型サービス）をケアプランに位置づけた場合、保険者への届出が必要となっています。（基準回数以上のサービス提供を一律に制限するものではありませんのでご注意ください。）

●厚生労働大臣が定める回数及び訪問介護

訪問介護（生活援助中心型サービス）の回数（1月あたり）

要介護度	要介護1	要介護2	要介護3	要介護4	要介護5
基準回数	27回	34回	43回	38回	31回

上記の回数には、身体介護に引き続き生活援助が中心である訪問介護を行う場合（生活援助加算）の回数を含みません。

●市への届出時期及び期限

利用者の同意を得て交付した居宅サービス計画に、上記回数以上の訪問介護を位置づけたもの（実績が位置付けた回数を下回った場合でも届出が必要）について、翌月の末日までに以下の書類を提出してください。1度届出いただき検証したケアプランについて、1年後の同月も基準回数を超過した状況が継続している場合は、再度届出いただく必要があります。

厚生労働大臣が定める回数と同数でも届出が必要です。これまで未届で、令和4年9月以降のプランにおいて基準以上となっている場合、作成月の翌月末までに届出願います。

●提出書類

- ・訪問介護ケアプラン届出書兼理由書（生活援助基準回数以上）
- ・居宅サービス計画書（ケアプラン）第1～4表、第6・7表の写し
- ・課題分析表（アセスメント）の写し
- ・訪問介護計画書の写し
- ・課題整理総括表（松山版）

●届出方法

原則、介護保険課給付担当窓口を担当の介護支援専門員がご提出ください。窓口にて提出書類を確認し、届出書兼理由書のコピーをお渡しします。

●届出に際しての留意事項

訪問介護ケアプラン届出書兼理由書（生活援助基準回数以上）の「訪問介護の生活援助が基準回数以上となる理由」には、利用者に対して訪問介護の生活援助の他にどのような社会資源を提案したか、提案した結果と対応が難しかった場合はその理由、1日に数回の訪問が必要な理由等が分かる内容を記載してください。

●届出後の流れ

書類確認を行った上で、地域ケア会議（訪問介護ケアプラン検討会議）を開催しプランの妥当性について協議を行います。協議に際し関係者からのヒアリング等が必要と判断した場合には、会議に出席いただく場合があります。（ヒアリングを実施する場合は事前に連絡させていただきます。）また検証結果については、後日文書でお知らせします。

(参考)松山市ホームページ/訪問介護(生活援助中心型)の回数が多いケアプランの提出について
<https://www.city.matsuyama.ehime.jp/kurashi/kaigohoken/zigyousya/kyuuhu/seikatu-cp.html>

(2) 居宅介護支援事業所単位で抽出するケアプラン検証について

令和3年度の制度改正において、より利用者の意向や状態に合った訪問介護の提供につなげることでできるケアプランの作成に資することを目的とし、区分支給限度基準額の利用割合が7割以上かつその利用サービスの6割以上が「訪問介護サービス」という要件に該当する居宅介護支援事業所は、保険者から指定されたケアプランについて、届出が必要となりました。

●届出が必要なケアプランについて

対象となるケアプランは、国民健康保険団体連合会の介護給付適正化システムで出力された帳票から、最も訪問介護サービスの利用率が高いものなどを介護度別に各1件ずつ、計5件抽出します。（特定の介護度に該当する利用者がいない場合は、他の介護度で抽出）

●届出の時期及び期限

この検証事業は令和4年度からの取り組みです。松山市から対象となった居宅介護支援事業所へ文書で通知しますので、指定された期限内に速やかに届出てください。

●提出書類

訪問介護ケアプラン届出書兼理由書(居宅単位抽出分)
居宅サービス計画書(ケアプラン)第1~4表、第6・7表の写し
課題分析表(アセスメント)の写し
訪問介護計画書の写し
課題整理総括表(松山版)

●提出方法

原則、介護保険課給付担当窓口管理者、若しくは担当の介護支援専門員が提出してください。窓口で届出書類を確認し、届出書兼理由書のコピーをお渡しします。

●提出後の流れ

届出のあったケアプランについて、地域ケア会議（訪問介護ケアプラン検討会議）を開催しケアプランの検証を行います。なお、対象となった居宅介護支援事業所の管理者等には、ヒアリングのため会議に出席いただく場合がありますので、その際は事前に連絡させていただきます。また検証結果については、後日文書でお知らせします。

(参考)松山市ホームページ/居宅介護支援事業所単位で抽出するケアプランの届出について

<https://www.city.matsuyama.ehime.jp/kurashi/kaigohoken/zigyousya/kyuuhu/kyotaku-cp.html>

(3) 高齢者向け住まい等対策のケアプラン点検について

「高齢者向け住まい等における適正なサービス提供確保のための更なる指導の徹底」(令和3年3月18日厚生労働省通知)に基づき、高齢者向け住まい等に併設等している(隣接、近接や同一法人や系列法人など関連があると考えられるものを含む。)居宅介護支援事業所を対象にケアプラン点検を行います。毎年実施しているケアプラン点検事業の一環として、高齢者向け住まい等に併設等し、かつ区分支給限度基準額の利用割合が7割を超える事業所のうち、居宅介護支援事業所単位で抽出されなかった事業所の中から選定します。なお、実施に際しては文書にて通知します。

(4) 福祉用具購入及び住宅改修にかかる受領委任払い対象者要件の変更について

令和3年12月1日から、福祉用具購入費及び住宅改修費の受領委任払いの取扱いについて、これまでの市民税非課税世帯又は生活保護受給者の方に加え、市民税課税世帯の方も対象となりました。

受領委任払いとは、福祉用具購入費(または住宅改修費)の給付対象部分のうち、利用者は自己負担分(1~3割)の金額のみ福祉用具購入(または住宅改修施工)事業者を支払えば良い方法です。残りの7~9割については、松山市が購入(施工)事業者を支払います。

(注意)

- ・介護保険料の滞納により支払方法の変更(償還払い化)されている場合や、要介護認定の申請中(更新・区変中を含む)は、原則、受領委任払いは利用できません。
- ・受領委任払い方式を利用するためには、事前申請の際に松山市に「介護保険給付費受領委任払い承認申請書」を提出し、購入(施工)前に承認を受けておく必要があります。
- ・受領委任払いの利用は、松山市と事前に「介護保険給付費受領委任払い合意書」を交わした購入(施工)業者に限られます。制度活用を検討される際は、事前に購入(施工)業者にご確認ください。

(参考)松山市ホームページ/介護保険給付費受領委任払い制度

https://www.city.matsuyama.ehime.jp/kurashi/kaigohoken/kaigohoken/hutan/seido_jyuryouinin.html

(5) 過誤依頼書の様式変更及びオンライン申請の開始について

国保連で審査確定した介護給付費について請求誤りなどがあった場合、事業所から保険者に対して過誤依頼書を提出し、実績の取下げを行うこととなります。令和4年2月から過誤依頼書の様式を変更するとともに、オンライン申請による受付を開始しています。詳細は下記のHPをご確認ください。

(参考)松山市ホームページ/過誤依頼書

https://www.city.matsuyama.ehime.jp/kurashi/download/fukushi/kaigo/kyuuhu/sinsei_kago.html

(6) 居宅届の提出及び被保険者証の確認について

サービスを開始する前に、居宅届(居宅サービス計画作成依頼(変更)届出書)を介護保険課に提出することで、依頼を受けた居宅介護支援事業所等が給付管理票を提出することができます。**居宅届は遡及対応できません。**新規申請や転入引継申請、区分変更申請などに際し、提出せずサービスを利用していた場合、償還払いや自己作成扱いとなりますのでご注意ください。

あわせて、居宅届の提出後や要介護認定後に交付された被保険者証を確認する際には、居宅介護支援事業所等の記載事項を必ずご確認ください。

※居宅届の提出忘れがあった場合は、早急に介護給付担当へお電話ください。

(参考)松山市ホームページ/居宅サービス計画作成届出書の取り扱い説明

https://www.city.matsuyama.ehime.jp/kurashi/download/fukushi/kaigo/kyuuhu/sinsei_ktorisetu.html

(7) 軽度者に対する福祉用具貸与(例外給付)

軽度者(※)の福祉用具貸与については、その状態像から使用が想定しにくいため、車いすや特殊寝台などは保険給付の対象外となっています。

ただし、利用者の直近の認定調査票(基本調査)の結果等、必要性が認められる一定の状態にある被保険者については、**例外的に**保険給付の対象として福祉用具貸与が認められています。

●市への確認方法と承認の有効期間(松山市の取り扱い)

- 原則、介護保険課の窓口介護支援専門員が提出してください。
- 松山市の確認後、承認する場合は受付印を押して返却します。
- 例外給付の有効期間

市が承認する日から認定の有効期間満了日まで(遡及はできません)

(翌月以降に貸与を予定している場合は、貸与開始月の初日から適用可)

※福祉用具貸与に係るサービス担当者会議は、主治医の意見を踏まえ、貸与開始前に開催され、利用の妥当性が検討されていることが前提です。

※やむを得ず提出が遅れる場合は、早急に介護給付担当へご連絡ください。

※認定の更新や区分変更のたびに改めて手続きが必要です。

※コロナ延長の場合は松山市の確認は不要ですが、主治医意見の聴取や担当者会議の開催などにより、貸与要件を満たしているかどうか確認・記録してください。

※居宅介護事業者の変更や介護支援専門員の交代等があった場合は、確実な引継ぎを行ってください。

●事前確認に必要な書類

- (1) 特定の状態像の(i)から(iii)までのいずれかに該当する旨が、医師の医学的な所見に基づき判断されていることがわかる書類

	状態像	例
(i)	疾病その他の原因により、状態が変動しやすく、日によって又は時間帯によって、頻繁に第95号告示第25号のイに該当する者	パーキンソン病の治療薬によるON・OFF現象
(ii)	疾病その他の原因により、状態が急速に悪化し、短期間のうちに第95号告示第25号のイに該当するに至ることが確実に見込まれる者	がん末期の急速な状態変化
(iii)	疾病その他の原因により、身体への重大な危険性又は症状の重篤化の回避等医学的判断から第95号告示第25号のイに該当すると判断できる者	・ぜんそく発作等による呼吸不全 ・心疾患による心不全 ・嚥下障害による誤嚥性肺炎の回避

- (2) サービス担当者会議等を通じた適切なケアマネジメントにより福祉用具貸与が特に必要である旨が判断されていることがわかる書類

- (3) 福祉用具貸与事業所が作成した福祉用具サービス計画書

- (4) 課題整理総括表（松山版）

(参考) 松山市ホームページ／ 軽度者に対する福祉用具貸与（例外給付）

https://www.city.matsuyama.ehime.jp/kurashi/kaigohoken/kaigohoken/hokensa-bisu/zaitaku/yougu_keido_r.html

(8) 福祉用具購入品目の追加について

令和4年4月1日から介護保険の福祉用具購入の対象として「排泄予測支援機器」が追加となっています。これは、利用者が常時装着することで、膀胱内の状態を感知し、尿量を推定するものであって、一定の量に達したと推定された際に、排尿の機会を居宅要介護者等又はその介護を行う者に自動で通知するものです。

●給付対象者

運動動作の低下、排尿のタイミングが不明、または伝えることができない等により、トイレでの自立した排尿が困難となっている居宅要介護者等であって、排尿の機会の予測が可能となることで、失禁を回避し、トイレで排尿をすることが見込める者。

●利用が想定しにくい状態について

排泄予測支援機器は、トイレでの自立した排尿を支援するものであるため、介護認定審査会資料の調査票のうち、調査項目2-5排尿の直近の結果が、「介助されていない」、「全介助」の者については、利用が想定しにくい。

●申請方法について

○事前申請

- (1) 福祉用具購入事前確認票
- (2) カタログ
- (3) 医学的な所見が分かる書類（下記のうちいずれか）
 - ①介護認定審査における主治医の意見書
 - ②サービス担当者会議等における医師の所見
 - ③介護支援専門員等が聴取した居宅サービス計画等に記載する医師の所見
 - ④個別に取得した医師の診断書 等
- (4) 排泄予測支援機器確認調査書

※通常、福祉用具購入の事前申請はFAXで可としていますが、上記(3)(4)には個人情報が含まれるため、排泄予測支援機器の購入については、窓口での受付のみとなります。

○事後申請

事後申請については、他の福祉用具購入時と変更ありません。

(参考) 松山市ホームページ／福祉用具購入費の支給（特定福祉用具販売）

https://www.city.matsuyama.ehime.jp/kurashi/kaigohoken/kaigohoken/hokensa-bisu/zaitaku/yougu_sikyu.html

その他

★交通事故等の第三者行為の届出が義務化されています

交通事故等（第三者行為）によって心身の状態が悪化した場合でも介護保険サービスを利用することができますが、サービスの提供にかかった費用は加害者（第三者）が負担するのが原則です。松山市が一時的に立て替えたあとで加害者（第三者）へ請求することになります。

松山市が支払った介護給付が第三者行為によるものかを把握する必要があるため、平成28年4月1日から、介護保険の第1号被保険者が交通事故等（第三者行為）を原因として介護保険サービスを受けた場合、届出が必要になっています。

担当の利用者が交通事故等により要介護・要支援状態になった場合や、状態が悪化した場合は、介護保険課（介護給付担当）にご連絡いただき、届出についてもご支援いただきますよう、ご協力をお願いいたします。

（参考）松山市ホームページ／第三者行為求償（交通事故等にあつたら）

https://www.city.matsuyama.ehime.jp/kurashi/kaigohoken/kaigohoken/sonohoka/daisansya_kyusyo.html

★社会福祉法人等による利用者負担額の軽減制度の実施にご協力ください

社会福祉法人等による利用者負担額の軽減制度とは、低所得で生計が困難である者及び生活保護受給者について、介護保険サービスの提供を行う社会福祉法人等が、その社会的な役割にかんがみ、利用者負担を軽減することにより、介護保険サービスの利用促進を図ることを目的とするものです。各法人におかれましては、制度の趣旨をご理解いただき、軽減制度のさらなる実施にご協力いただきますようお願いいたします。

※軽減を行う旨の申し出を行っている社会福祉法人及び事業所については、下記の愛媛県ホームページに一覧が掲載されていますので、事業所を選定したりケアプランを作成したりする際にご参照ください。

（参考）愛媛県ホームページ／社会福祉法人等による低所得者利用者負担軽減制度について

<https://www.pref.ehime.jp/h20400/syakaifukusihoujinteisyotokusyariyoufutankeigen.html>

（参考）松山市ホームページ／社会福祉法人等による利用者負担額の軽減制度

（社会福祉法人等利用者負担軽減対象確認申請）

https://www.city.matsuyama.ehime.jp/kurashi/kaigohoken/kaigohoken/hutan/syafuku_keigen.html

【お問合せ先】

介護保険課 介護給付担当

電話：948-6885・6924